

## 〔特別座談会〕

## スポーツ問題に法律家がどのように関わっていくか

浦 川 道 太 郎  
道 垣 内 正 人  
望 月 浩 一 郎

- I はじめに
  - 1 座談会の趣旨
  - 2 先生の紹介
- II 暴力の問題
  - 1 問題の概要
    - (1)現在の状況
    - (2)歴史的背景
    - (3)暴力に対する認識
  - 2 今後どうするのか
  - 3 全国柔道事故被害者の会から
- III お金に関する不正の問題
  - 1 問題の概要
  - 2 法律家にできること
- IV 選手選考の問題
  - 1 問題の概要
  - 2 仲裁
- V ドーピングの問題
  - 1 問題の概要
  - 2 法律家の役割
- VI おわりに——これからの法律家にむけて

## I はじめに

## 1 座談会の趣旨

2020年東京オリンピック開催が決まり、スポーツ界は今後ますます盛り上がっていくと思われるが、一方で、暴力や不正の問題が次々に発生し、なかなか根絶されていない。こうしたスポーツ問題に法律家はどうか関わっていけばいいのか。法律家に何が求められ、何ができるのかを考えるため、スポーツ問題に

詳しい3人の先生をお招きして、2013年11月末に座談会を開催した。ここにその一部を再現する。

## 2 先生の紹介

### 浦川道太郎先生



早稲田大学法学部教授。日本スポーツ法学会前会長。専門は民法の不法行為法。ご自身のことを全くスポーツをしない人間とおっしゃられ、小学校の先生には「運動神経ゼロ」と言われたとか。それがひよんなことからスポーツ法に関わるようになったとのこと。最近はよく歩き、足腰を鍛え、衰えの予防に努められている。

### 道垣内正人先生

早稲田大学大学院法務研究科教授。公益財団法人日本スポーツ仲裁機構代表理事（機構長）。専門は国際私法。「スポーツ好きの法律家は多いが、法律好きのスポーツ家はほとんどいない」ので、スポーツ界からは“うるさい人”と思われているという。仲裁機構の運営にかなりご苦労されているご様子。



### 望月浩一郎先生



弁護士。虎ノ門協同法律事務所所属。スポーツ法学会会長。「労災の場合には年金が出て補償は厚い、交通事故も一応保険が出る。しかしスポーツで事故に遭うと何の補償も無い」という被害者の言葉をきっかけに、これまで多くのスポーツ事故に関わってこられる。日本体育協会、日本学生野球協会などで数多くの委員を歴任。

## II 暴力の問題

### 1 問題の概要

#### (1) 現在の状況

**司会：**本日は様々なスポーツ問題の中から、事前に4つの問題を先生方に提示させて頂いております。1つ目は暴力の問題、2つ目がお金に関する不正の問題、3つ目が選手選考の問題、4つ目にドーピングの問題となっています。では、まず1つ目、暴力の問題についてですが、こちらは望月先生の方からご紹介をお願いします。

**望月：**事前の打ち合わせで私が少しまとまった話を最初にするようにとされているので、パワーポイントの資料を用意しました。この問題で、法律家として話をする固有の領域というのは、「体罰や暴力は刑法でも禁じられているし、民法でも不法行為になるよ」というだけの話で、スライドで言うと下のように1枚で終わってしまいます。

### 体罰・暴力・ハラスメントを法的に見ると

#### 刑法で禁じられている犯罪行為

- 暴行罪(刑法第208条)
- 傷害罪(刑法第204条)
- 強制わいせつ罪(刑法第176条)
- 強姦罪(刑法第177条)
- 脅迫罪(刑法第222条)
- 強要罪(刑法第223条)
- 軽犯罪法
- 各都道府県の迷惑防止条例

#### 民事上も損害賠償の対象

- 「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害」する場合
- 「これによって生じた損害を賠償する責任を負う」(民法第709条)

それでスポーツ指導者の方々が納得してくれるかという、全然納得してくれない。本当に腹の底から指導者に理解してもらうためには、スポーツコーチングあるいはスポーツ心理の分野に突っ込んだ話をしなければならない。法律家の枠からはだいぶ外れます。それにもかかわらず、なぜ法律家として暴力根絶に取り組んでいるのかという、自分自身の反省からです。10年前から日本体育協会の指導者養成の講師をやっています。スポーツと法の講義ですが、その中で暴力はダメだという話をしてきました。スポーツと法の講義時間は短く、スポーツ障害、事故予防、アスリートと指導者の紛争解決の問題など盛りだくさんの中で、暴力の問題はせいぜい15分くらいしか話ができない。そうすると平面的な話になって、指導者の腹の中に落ちない。「スポーツの指導もしたことがない弁護士が、何を能書き言っているのか」と腹の中で思っているんだろうなと思いつつ、こっちも話をしていたというのが、ずっと続いていました。今から振り返ると、不戦敗という感じです。それが、桜宮高校の事件<sup>1)</sup>と全柔連の事件<sup>2)</sup>を防止できなかった一つの要因だったと反省しています。この2つの事件が公になって、空気が変わりました。ここで闘わないと、ここで勝利しないと、次のチャンスはもう来ないのではないかというくらい危機感を持ちました。

実際にスポーツ界の自浄作用が働いたかという、全然働いてないというのが、今年の2月ぐらいまでの実感です。例えばJOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）で言いますと、オリンピックの加盟競技31団体の競技責任者から事情聴取をして、今年の2月8日には、「柔道を除いてすべての団体で、暴力、パワーハラ、セクハラは一切無い」という記者会見をしています。しかし現実には多くの競技団体で問題が生じています。競技団体レベルで言うと、何も対策をやってないに等しい。これは変えなきゃいけないという危機感があって、スポーツ法学会のスポーツ基本法の専門委員会が中心になって、「アスリートの尊厳を守るシンポジウム」を2月19日に急遽やりました。これはスポーツ議員連盟の協力を得て参議院の講堂を借りてやったのですが、JOCの竹田会長、市原専務理事、日本体育協会の岡崎専務理事をはじめ、日本のスポーツ界のそうそう

---

<sup>1)</sup> 2012年12月、大阪市立桜宮高校のバスケットボール部で、顧問からの体罰を受けたキャプテンだった男子生徒が自殺した事件。

<sup>2)</sup> 2012年12月、ロンドン五輪の柔道競技に出場した日本代表を含む国内女子トップ選手15人が、園田隆二代表監督やコーチによる暴力やパワーハラメントがあったと告発する文書を連名で日本オリンピック委員会に提出した。

たるメンバーが集まりました。私もシンポジストの一人として、日本のスポーツ団体が、スポーツにおける暴力の問題を隠蔽することなく、暴力を根絶するための取り組みをしなければいけないという話をしました。後で参加者の一人から、「JOC や日本体育協会の代表者の方々を前に、よくあれだけ叱ることができる」なんて冷やかされました。このシンポジウムを契機にして、JOC、日本体育協会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、全国中学校体育連盟の5団体がスポーツ界における暴力行為根絶宣言を作って、4月25日には宣言文を発表しました。文部科学省も、運動部活動のあり方に関する調査研究会をもちました。この両方に私も参加したのですが、暴力に頼らない指導をやっていこうという動きが中央競技団体レベルでようやく出てきたという状況です。

どうして日本のスポーツ界に暴力が蔓延したのか、“愛の鞭”として容認されてしまったのかという点で、3つお話をしたいと思います。1つ目はスポーツ界において暴力が容認されるようになった歴史的な背景、2つ目がアスリートや指導者や保護者などの中で、スポーツ指導中の暴力を現在でも支持する声の方が多数派だという事実とどう闘うのか、3つ目はこれまでも暴力と闘ってこなかったわけではないが、暴力との闘いで勝利できなかった弱点はどこにあるのか、という3点をお話ししたいと思います。

## (2) 歴史的背景

歴史的には、明治時代初期までは、日本は欧米よりも体罰が少なかった。先進国だったのです。欧米では“Spare the rod, Spoil the child”，“鞭を惜しめば子供を台無しにする”というふうに、体罰が容認されてきた歴史があるのですが、江戸時代までの日本の藩校や寺子屋では体罰には抑制的でした。明治初期に日本に来たお雇い外国人が学校を見て、日本では何で体罰がないのだと言って驚いたという記録があるそうです。日本が教育令で体罰を禁止したのは、明治12年という非常に早い時期です。アメリカでは今でも13州が体罰容認であるのは対照的です。どこで変化したのかというと、日露戦争です。日露戦争は勝つには勝ったのだが、調べるとどうも弱点があった。「夜戦又ハ上官ノ監視ヲ受ケサル際ノ行動ニ就イテハ殆ト信用ヲ措ク能ハス」これが総括です。弾が飛んでこないときと上官がよく監視しているときしか忠実でないというのが日本兵の評価です。これを克服するために、1909年に陸軍歩兵操典が改正されて、兵営での日常生活や演習場での練習で、服従の精神を叩き込み、命令があればどん

なことにも従う兵を作るのだと。そのためには無理難題を言っても、言うことを聞かせるというのが重要になります。私的制裁とか、初年兵への暴行が推奨されたのは、実はそういう背景があるのです。この「責め立てる精神主義」が太平洋戦争前から学校に入ってきて、さらに戦後は復員した軍人が体育教員になったケースが多かったのも、そこでもまた入ってくる。そして、1964年東京オリンピックの「東洋の魔女」の負の遺産。大松監督の「俺についてこい」のスパルタ式練習がもてはやされて、「サインはV!」に代表されるスポ根漫画で増幅されていく、という歴史がありました。法政大学のスポーツ健康科学部の学部長の山本浩さんは元NHKアナウンサーですが、1970年代の前半、高校・中学のバレーボールやバスケットボールの試合の全国中継を担当していました。その中で監督が選手を殴っている姿が放映されるのですが、山本さんによると、一件もNHK宛てに苦情はこなかったそうです。そういう歴史的な経過があつて、ここにきているという話です。

自治体でさえ最近まで公然と“愛の鞭”を肯定していた例が2012年2月17日の前橋地裁の判決<sup>3)</sup>です。これは群馬県立高崎商業高校女子バレー部の事件です。保護者や他の部員のいる前で、顧問の教員が部員の一人に竹刀や平手で殴って暴行する。そのために神経性食思不振症になったり、うつ状態になったり、心因反応、不眠症と診断され登校もできなくなって、転学することになった。そういう女子生徒が損害賠償を求めた事件です。平手や竹刀で叩いて指導したという事実は群馬県も認めたのですが、「違法性がない」という主張をするのです。「長年にわたり部員や保護者の面前で平手や竹刀で叩いて指導を行ってきたけれども、誰からも文句を言われなかった。だから黙示の承諾があった」というのが群馬県の主張でした。もちろん判決では排斥されましたが、自治体が裁判の中で公然とこういう主張をするという、根の深さがあると思います。

### (3) 暴力に対する認識

現在でも多くの指導者が暴力に頼る指導を支持しているというのが実感です。どうしてかといいますと、今まで暴力が蔓延している中で、現在指導者として残っているのは、暴力に耐えて生き残ってきた、いわゆる勝ち組なんです。ですから、暴力が嫌だと言った人はだいたいスポーツから離れてしまっている。

---

<sup>3)</sup> 前橋地平成24年2月17日判時2192号86頁。慰謝料など143万円の支払いを命じた。

例外は、日本のバレーボール界に見切りをつけてアメリカに行ったヨーコ・ゼッターランドさん。アトランタオリンピックの銅メダリストです。1998年のアジア大会バドミントン競技で金メダリストになった米倉加奈子さん、元巨人の桑田真澄さん、陸上の朝原宣治さんなどのごく少数です。朝原さんは、中学時代までハンドボールの選手で、全国大会にも出ています。彼は中学のハンドボール部では試合でミスがあると先生から頭をこづかれ、練習中に水を飲めなくてきつかった。隠れて水を飲むのがばれるとうさぎ跳びをやらされた。このような部活動が嫌で、高校から陸上に転向した、と言います。桑田さんはこんなふうに言っています。「練習中に水を飲むとばてると信じられていたので、PL学園時代、先輩たちに隠れて便器の水を飲んで渴きをしのいだことがある」どうしてそんなことをしたかという、手洗い所の蛇口は針金で縛られていたからだそうです。桑田さんが2009年、東京六大学の野球部員とプロ野球選手550人にアンケートを実施したところ、「体罰は必要」「ときとして必要」という回答が83%と圧倒的多数なんです。こういうのが何で起こってきたかという、「あるとき気を抜いた練習をとがめられてボコボコに殴られた。殴る監督の目には涙があった。それを見たとき、私はこの監督についていく決心をした」これはスポーツライターの浜田昭八さんが紹介しています。浜田さんは、これを正しいと言っているのではなくて、こうした誤った成功体験が是正されない限り、暴力はなくならないと話しているのです。暴力で強制をすれば1例くらいは成功するかもしれないけど、9例くらい失敗している。ところがその成功例で生き残った人が暴力を支持して現在指導者になっているのです。

これまでも暴力との闘いはなかったわけではありません。では、なぜ暴力との闘いに勝利できなかつたかという、原因は2つあります。1つ目は、暴力がダメだという人の多くは、勝利主義とか競技志向が原因ではないかと主張したのです。暴力の原因のとらえ方が間違いだった。「勝利を目指すから暴力に頼る」という主張は、実は、暴力で強い選手・チームを育てることができるといふ暴力肯定論の人々と同じ誤った土俵に立っているのです。ですからこの間違いをきちんと指摘して、本当に強い選手を作るためには、暴力は有害だということを理解してもらわないとスポーツ指導における暴力はなくならない。これが一つです。

2つ目は、教育界とスポーツ界で無用な議論があったということです。学校に

における運動部活動を教育の一環ととらえるのか、スポーツの一環としてとらえるのか。教育の一環としてとらえる人は、「部活をスポーツだということによって、教育という部分が無くなるから暴力が出る」と言います。部活をスポーツととらえる人は、「学校における運動部活動を、体育ととらえると、道德教育の影響があって暴力の原因になる」と言います。どちらも間違いです。教育の原理からもスポーツの原理からも暴力は許されないにもかかわらず、こうした本質から外れた議論をしていたことが暴力を根絶する闘いで勝利できなかった原因です。私からは以上です。

## 2 今後どうするのか

**司会：**今、歴史の問題からお話いただきまして、この暴力の問題というのは根の深い問題で、法律問題だけではないような気がします。この暴力問題を今後解決していくために、法律家としてどういったことができるとお考えでしょうか。

**道垣内：**スポーツ仲裁機構は何かできないのか、といろんなところから言われてましてね。特に全柔連の15人の匿名の選手達の問題がクローズアップされたわけですが、その前からスポーツ界に暴力問題があることは周知の事実です。しかし、そういう問題については、少なくとも現在のスポーツ仲裁機構は何もできない。現在のスポーツ仲裁機構は選手が競技団体の決定を争うのが主な形で、その他に特殊なものとしてはドーピングについての紛争があるんですけども、不祥事問題というのは刑事的な手続きをしなければならないわけです。誰かが「こいつが悪い」と特定の人を起訴して、それを弁護する人が付いて争う。被害者は一步下がったところにおいて、場合によっては全く表に出なくてもよい。そういう仕組みを作らなければ上手く機能しません。表に出られないんですから。柔道をやっている人達はそんな弱い人達じゃないと思いますけど、それでも表に出られないような状況です。起訴をする検察的な機関をスポーツ仲裁機構とは別にもう一つ作る必要があります。そこが調査をし、摘発する。不祥事が起こるたびに第三者機関を作って、同じようなことをやっているわけですけど、それはものすごくコストがかかるし、ノウハウの蓄積ができないわけです。一回ごとに解散しますから。そうではなくて、常設の組織を作って、そこに調査ノウハウ、摘発ノウハウを蓄積していくような仕組みがあれば良い。

ビシビシ摘発するのが良い、って言っているわけじゃないんですよ。そういう仕組みがあれば暴力は自ずとなくなると思います。いつ合宿所に調査する人が訪ねて来るかわからないとなれば、例えば相撲の合宿にバットを持って行くということはなくなるはずですよ。柔道でもバットを持って行っていることが分かれば、暴力の疑いが濃いと判断されるでしょう。そして、聞き取りが行われる。そんな組織をスポーツ振興センターというところに設置することが、今議論されていますけど、そういったものができれば少しスポーツ界も変わるんじゃないかな、と思っています。

**司会：**浦川先生はいかがでしょう。

**浦川：**道垣内先生がおっしゃったように、匿名でも被害を申し立てることができる機関を作るとするのは重要なことだと思います。私は日本学生野球協会の審査室の審査員を務めています。審査室というのは、学生野球の中で起きる不祥事の中で特に重大と思えるようなものを懲戒していく制度ですが、そこで問題になるのは、多くは暴力問題、体罰問題なんです。審査室は、参加校には「問題が起きたら必ず通報するように」と言って、通報遅れにも制裁を加えているんです。それで通報が増えてきていますが、この中で、暴力を振るったときには、不利益処分を受けるんだということが一般的な認識になっていけば、いくらかは状況も変わっていくだろうと思います。ただ問題は、日本のスポーツ団体の中で審査室的なものを用意して、内部通報に基づいて、あるいは自主的通報に基づいて、上部団体が手続きに従って処分しているところは少ないんですね。第三者的な機関をスポーツ競技団体の外側に作るのも重要ですが、各スポーツ競技団体が内部的に暴力はいけないというルールを明確にし、その違反に対しては制裁ができるようにして、自発的・内部的に統制していくことも重要だと思うのです。

**司会：**望月先生、何か補足はありますか。

**望月：**対策は4つ必要です。1つは暴力はダメだという点が競技団体の認識になっているかという点です。今年の2月の段階で、ホームページに倫理規定があっても、暴力がダメだと定めていたのは15競技団体しかありません。ホームページに倫理規定が載っているけれど、暴力に触れていないところが4競技団体。そもそも倫理規定が載っていないのが19競技団体。暴力がダメだという点が競技団体の中で明確に確立されていない点を改善するというのが1つ目です。

2つ目は、暴力があったときに、それを本当にダメだとして闘っているかという点です。2013年1月時点で本当に闘っていた競技団体は、日本学生野球協会（高校・大学野球）だけです。それ以外の競技団体は、学校の部活動中に起こった暴力行為は学校の問題だから、競技団体は関与できないとして何もやってこなかった。今年からは、日本バスケットボール協会が少し変わって、部活動中の暴力についても競技団体としてきちんと対応しようと動き出しつつあります。それまでは、競技団体として暴力をチェックする体制が全然なかったから、調査して制裁を科すための組織と手続きを一から作らなければならない。ここは法律家が手伝ってあげなければいけない部分です。

3つ目は、指導者やアスリートに対する教育です。ここは法律家というよりはコーチング学なんかの方々の専門ですけれども、本当に強い選手を作るためには何が必要かというところをきちんと語ってあげなければいけない。

4つ目に、先ほど浦川先生が言ったように、すぐに隠蔽をします。高校野球での指導者の暴力について、告発が学校に行かないで高野連に来るとするのは、学校は隠蔽するだろう、と思っている関係者が多いからです。高野連に行ったほうがきちんとやってくれるという信頼感があるからです。ですから、隠蔽を許さないという形で、学校も競技団体も、きちっとした活動をしていかななくてはならない。

そういう一連の活動の中で言いますと、現時点では日本バスケットボール協会がやっと動き出したくらいです。これから多くの競技団体で暴力と闘う取り組みが必要です。

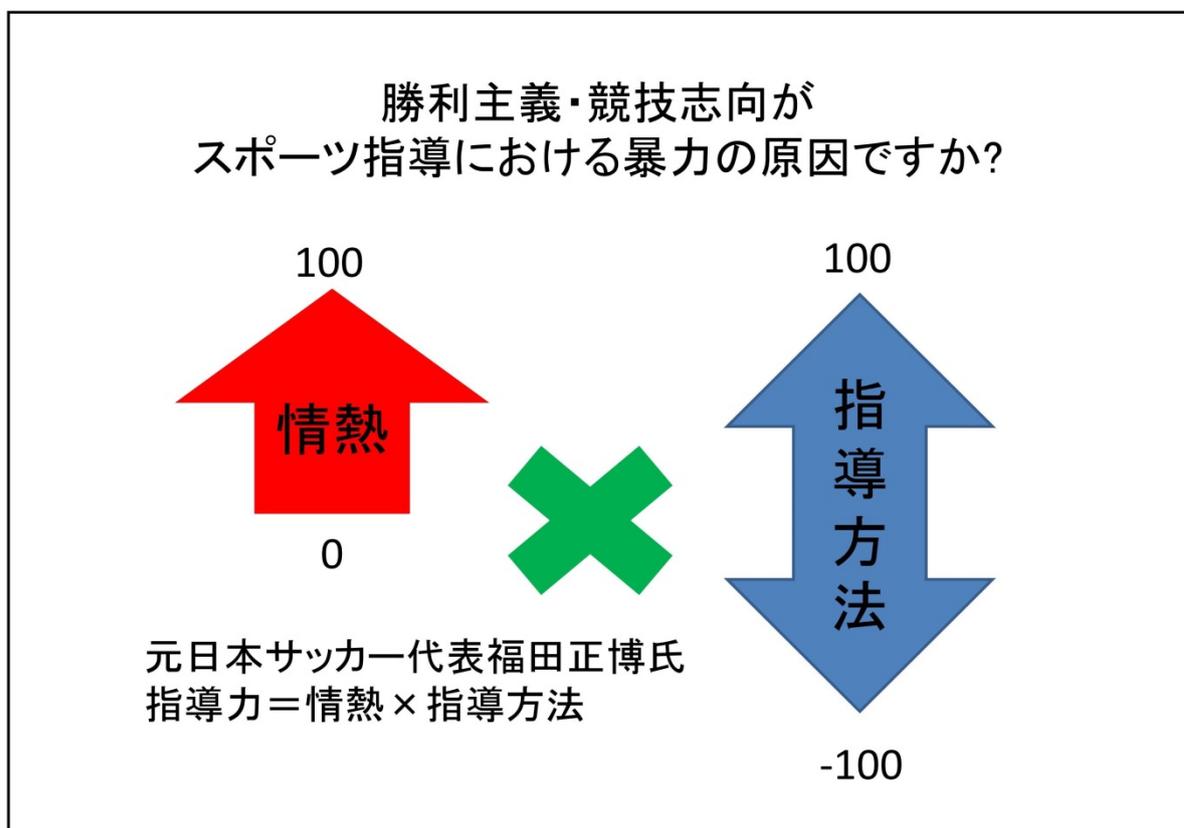
**浦川：**法律家の暴力問題に対する認識にも若干甘かったところがあって、それは反省しなければいけません。実はスポーツ基本法の中には、暴力を根絶する、ということが書いてなかった。暴力問題について、抽象的には確かに健全なスポーツの運営みたいな書き方はしているが、暴力自体は絶対にいかんのだという規定を明確には入れなかった。これについては自己批判もあります。

**望月：**スポーツ法学会のスポーツ基本法検討委員会と日本弁護士連合会は、スポーツ基本法立法時に暴力、セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントはダメだという条文を加えるべきであると意見を述べています。ところが、議員連盟の方々はずでに刑法で禁じられているのだから「屋上屋」の条文は入れられないと言って加えなかった経過があります。しかしながら、オリンピック憲

章だって暴力はダメだ、性差別はダメだと明確に規定しています。

暴力を許さない取り組みをしている競技団体の中では、暴力が生じても早い段階で是正されて深刻化を防止することができます。桜ノ宮高校バスケットボール部の事件も、顧問教諭は、途中で暴力から手を引く機会は何回かありました。私は亡くなった生徒もかわいそうだし、その原因を作った顧問教諭もかわいそうだと思っています。本当に責任が問われなければいけないのは、大阪の教育委員会と大阪バスケットボール協会です。暴力を知らながら、あるいは暴力を認識し得ながら、放置していた教育委員会、学校、競技団体の姿勢が問題です。

今日のパワーポイントの中に、サッカー元日本代表・ミスター浦和レッズ福田正博さんが興味深いお話をしていたので、紹介しています。



指導者の情熱はあるかないか、0か100です。指導方法については、正しい指導方法を知っているか、知っていないかだけでなく、誤った指導方法を知っているというのがあります。だから情熱が100あって、正しい指導方法を100ちゃんと知っていると、掛け算でプラス10000になる。ところが、誤った指導方法をマイナス100で知っていると、マイナス10000になってしまいます。情

熱がなければ、どう掛けたって 0 にしかならないから、問題は生じない。情熱を持っている人が誤った指導方法に傾いた時に、いかに早く是正させるか。マイナスが小さいところで、早い段階で芽を摘めば、大きい問題にはなりません。高校野球では、指導者が「暴力が指導上有効だ」という確信犯に到達する前に、高野連が必要な措置を講じます。正しい指導方法がわからなくてつい手が出ちゃいました、という段階で是正されるから、大きい問題にまではならない。競技別の報告を聴いていると、バスケットボール、バレーボール、剣道は深刻だと思っています。

**浦川：** 中学・高校で暴力・体罰問題が起きるところの背景の一つには、荒れる学校という問題があるのです。そういう学校で、「情熱」を持って学生たちを一つの枠の中で統率、指導していこうとする先生方は、「切れる」というか、暴力に走ることがあるわけです。それについては、一つは、望月先生がおっしゃられたように、正しい教育方法というもの、スポーツの指導方法というものが、きちっと体系的に教えられてない、あるいはスポーツ競技団体が指導方法をきちっと教えようとしていない、ということがあるのだと思います。今後は、教育方法を教えるということ、それから、指導者で「情熱」を持っている人が孤独の中で誤った指導方法に走らないように、ブレーキをかけることも考えていかななくてはいけないと思います。生徒、学生を良くしたいと悩んでどうしようもなくなって、簡単な暴力で抑え込むという方法をとる人もいます。指導者間で互いに指導方法話し合う機会を設けるとともに、暴力を用いない具体的な指導方法を指導者相互に研究して身につけてもらうことも大事です。

### 3 全国柔道事故被害者の会から

**司会：** 大変興味深い話でもう少し聞いていたいのですが、時間の関係がありますので、次に行かせていただきます。この暴力問題に関して、本日は全国柔道事故被害者の会の村川様と小林様にお越しいただいているので、ここでお話を伺いたいと思います。

**村川：** 全国柔道事故被害者の会の村川でございます。貴重な会に呼んでいただき、ありがとうございます。非常に興味深いお話でした。望月先生がおっしゃられましたように、私も今が日本のスポーツ界から暴力を根絶するための絶好の機会だと僕は思っています。そして、日本の中でそういう暴力が容認されて

きた、その背景というものも、日本人全員が責任を持たなければならないことだと思っています。

私も小学校、中学校ではよく叩かれていました。体育の教師は男子生徒を横一列に並べて、パンパンパンパン、と平手打ちをやっていました。でも当時は、教師が生徒を叩くことは教育の一環であり、“そういうもの”だと思っていたんですね。保護者も“そういうもの”だと思っていた。日本人全体が“そういうもの”だと思っていました。しかし、やはりそれは“そういうもの”ではないのであって、これを日本人の意識を含めて変えていかなければならない時期にきていると思っています。それが、本日先生方のおっしゃったように、制度を作って良くしていく、ということも当然あると思いますが、日本人に根付いている指導者による暴力を容認する風潮のようなもの、ここを抜本的に変えていく、何らかの努力も必要だと思っています。

暴力をもって指導をしていたスポーツ指導者には、ドラスティックな自分の内面の改革が必要です。今後絶対に暴力を使って指導しないという強い決断を、強い意志を持って自身に課す必要があると思います。スポーツ指導から暴力を根絶するのは、今しかないと思います。多くのメディアが取り上げ、なんとかしなければならぬという風潮が出来ている。今しなければ、今後もできないと思います。

それともう一つ、当会のホームページ (<http://judojiko.net>) にも掲載をしているのですが、「体罰」という言葉、これ自体が私は非常に問題がある言葉だと思っています。「体罰」というのは、本来的には、子どもが悪いことをしたときに、それが悪いことだということを、身をもってわからせるために与える罰が「体罰」です。例えば、スポーツの指導において、言うことをきかないから叩く、言った通りにできないから叩く、気合いが足りないから叩く、負けたから叩く、というのは「体罰」ではなく、これは単に暴力であり、「虐待」です。絶対的権力を持つ大人が自己の管理下にある子どもに対して行う暴力は「体罰」ではなく「虐待」である、という認識を社会全体が持つべきだ、と思います。スポーツ指導における暴力は「体罰」などではなく、「虐待」である、ということを明確にしていかなければいけないと思っています。以上です。

**司会：**ありがとうございます。小林様も、ご意見でもご質問でも構わないのでいかがでしょうか。

**小林**：全国柔道事故被害者の会の小林でございます。今日はありがとうございます。息子は、9年前に講道館杯で優勝して日本一になった先生から、学校の部活動で、勢いよく投げられたり、のどを絞められたりするという暴力を受けました。そして、急性硬膜下血腫、脳挫傷、錐体骨骨折、のどの骨を骨折するなどして、障害者になっております。

今の村川に補足させていただきますと、福井大の友田明美教授がアメリカの大学と共同で研究<sup>4)</sup>をして、暴力を受けた子どもは脳が萎縮する、ということが科学的にはっきりと実験でわかっております。暴力だけじゃなくて、暴言でも萎縮している。それから、他の子どもが暴力や暴言を受けているのを見ているも萎縮している。ですから、いろいろと世の中で言われているけど、とにかく大切な将来の財産である子どもたちの脳を萎縮させることはしてはならない、と思っております。

**司会**：ありがとうございます。では、次の話題に移らせていただきます。

### Ⅲ お金に関する不正の問題

#### 1 問題の概要

**司会**：次は2番目、お金に関する不正の問題、こちらについては浦川先生より新聞記事<sup>5)</sup>を事前にいただいておりますので、浦川先生のほうからよろしいでしょうか。

**浦川**：JOCの補助金が問題になったのは平成24年ですね。同年3月までに第三者委員会で一応の報告を出しました。日本の公的な補助金は、何十%かは補助金を受ける側が負担をして、そこに国や公的団体から補助金が行くという形なんです。これを呼び水と言っています。つまり100%補助というのはいない。補助金を受ける団体の自立性を維持するという建前があるわけですね。JOCの補助金は、オリンピックに行くためのコーチ等を養成しようということで、そこで補助金が出るわけです。国からJOCにお金が出て、JOC加盟の各競技団体がJOC

<sup>4)</sup> 友田明美『いやされない傷 児童虐待と傷ついていく脳』（診断と治療社、新版、2011年）参照。

<sup>5)</sup> 2012年3月27日朝日新聞朝刊23面『「不正分、返還求める」報酬「還流」問題で文科省』。

に申請して補助金を受給する。その際に補助金総額の3分の2をもらうためには、あと3分の1の部分は各競技団体が用意しなければならないという仕組みです。そこで問題となるのは、各競技団体の財政力が豊かならば、3分の1を用意しておいて、「残りの3分の2をください」となります。ところが、現実には各競技団体の中でも財政力が豊かなところはそのような対応が可能ですが、そうでない競技団体は、コーチになる人に事前に話をし、「補助金をもらったなら、その3分の1は団体に寄付をしてください」という内諾をとっておくわけです。それでどういうことになるかということ、現実には、競技団体は一銭の呼び水も、自腹も斬らないでJOCの補助金全額を得たということになります。しかし、これは結果的には補助金の受給における不正行為であるわけです。そういうことが発覚したため、第三者委員会を設置して調査をしました。調べてみると、日本の競技団体の大半がこういう問題を大なり小なりやっていたということが発覚したのです。

ところで、第三者委員会というのは何であるかを説明しておきますと、これは組織・運営上の疑惑が生じた団体において、内部監査ではなく、第三者である部外者により疑惑が生じた事例を調査してもらい、適正化のための勧告をってもらうアドホックな委員会です。今回もJOCは、自分のところで調べると言ってもやっぱり限界があるので、外部の専門家を呼んで調べてもらったほうが良いという判断で、弁護士、公認会計士をはじめ私も第三者委員会のメンバーとして呼ばれ、各競技団体の方から申告をもらった上で、問題点を洗っていったのです。対象団体が11あり、寄付が慣習化していた団体が一番問題でしたが、どこの団体も大なり小なり寄付の收受はしていたのです。第三者委員会により問題点を整理して、どういう不正が現実に行われたかということをチェックしたわけですが、第三者委員会は、それだけではなく、問題の根底にあるのは何かということもきちっと報告し、かつ改善には何が必要かということも指摘することも重要な部分なのです。問題が起きるのは、本当に悪意があつてやるというのものもあるし、それだけでなく、やむを得ずやっている部分もあるわけです。受益者負担の原則として補助金を貰う場合には一定の割合を団体の側で出さなくてはならないのですが、時代にそぐわないという要素もあります。調査委員会は、今回の問題の背景として、競技団体の経済基盤の脆弱性をあげました。要するにバブル崩壊以降、企業が支援するスポーツがだんだん上

手くいかなくなり、企業があまり金を出してくれない。そこで財政難に苦しんでいるスポーツ団体の中には、補助金をもらわなくてはコーチも養成できないし、オリンピックにも行けない者も出てくる。オリンピックへ行くためには優秀なコーチを養成したい。補助金は貰いたい。しかし呼び水となるお金はない。そうすると、コーチ採用したい者に対して、「あなたをオリンピックのためのコーチに採用するから、補助金をもらったら、そのうちいくらか寄付してください」という操作をやらざるを得なくなっているのです。したがって、もう少し補助金のあり方を考えたらどうかと思うのです。補助金のあり方を変えない限り、こういった問題は再発の可能性はあるのです。したがって、今後も考えていかななくてはならない問題です<sup>6)</sup>。

**司会：**道垣内先生、この問題に関して何かございますか。

**道垣内：**スポーツ界におけるお金の不正は刑事罰の問題です。かつてはスケート連盟の会長が私的流用をし、逮捕されたという事件もありました。それはまあどうしようもない話なわけです。今、浦川先生がおっしゃった中で、私どもの機構が身に染みて、ひしひしと感じている問題は、補助金をもらうには自己資金が必要だということです。スポーツ仲裁機構も、*toto* くじ等からお金を頂いているのですが、一定割合は自己資金を用意せよというわけです。ところが、スポーツ仲裁にお金を出してくれる人はおらず、せいぜい競技団体の統括団体が出してくれているだけです。先ほど申し上げた JOC、体協、障害者スポーツ協会の3団体から各300万円、計900万円が自己資金の大部分です。それで人を一人雇い、オフィスを一つ借りているわけで、ものすごく厳しくてとてもとても事業費が出ない。そのために、いろいろ工夫はしているわけですが、不正はさすがにできないので、本当に大変です。スポーツ界は基本的にボランティアの感覚です。そもそもスポーツは、ヨーロッパのかつての貴族のような人のものだったわけです。悠々自適で働いていない人がサポートしているスポーツ・クラブをイメージして頂ければよいわけです。報酬が欲しいとか必要だとか、そういうことは全くなかったと思います。しかし、今の日本で同じようなことをせよと言われてもできません。そのトップは名誉職なのでよいですけど、事務局員に支払うお金はどうしても必要ですし、選手もコーチも遠征費が

---

<sup>6)</sup> その後、オリンピック招致が決まったことから、選手強化費を国が全額負担する方針を文部科学大臣が表明している。

必要です。トップアスリートのそういう費用については補助金が出る仕組みになっているのですが、100%が出るわけではないので、自己負担すべき元となるお金が必要となるのですが、それがないわけです。ですから、これは夢物語か、あるいはできたら本当は良いのですが、大きな基金を作り、その運用金により、自己負担なしでスポーツ振興に使うことができれば良いと思います。それができないのは、スポーツ基本法は出来ましたが、お金の関係ではスポーツの国および社会における位置付けが、はっきりしてないからではないでしょうか。スポーツなるものは一体何なのだと思います。オリンピックも何なのだと思います。オリンピックなんても、ただか大運動会です。私的な団体がやっているだけです。もう一つ、「3年に一度やる」というものが出てきたとしてもおかしくはない。アスリートを集めればできるわけですから。しかし、現実にはもうオリンピックはほぼパブリックな感じになっていますね。だからこそ税金から補助金を出そうということなのですが、その先にもう一步進むところがなかなか出来ない。そこが出来れば随分と運営も楽になり、補助金を還流させるといった不正に走るということもなくなるのでしょ。でも、まあどこにでも悪い人はいますから、悪い人が出るのは防ぎようがないので、そこはきちっと摘発をし、始末をしていくというのを繰り返さなければいけません。根本はお金の巡りが悪すぎるということなのではないかと僕は思います。

**浦川：**道垣内先生がおっしゃったように、誰か悪い人がポケットに補助金をつっ込んだみたいな話であれば、難しい話ではないですね。そうではなくて極めて構造的な問題なのです。スポーツにお金が大変かかるようになった。オリンピックで金メダルを取ろうと思うと海外遠征もしなければいけない。日常的にトレーニングもしなければいけない。それから、優秀なコーチを養成して、良いコーチに教えてもらわないといけない。このようにお金がかかる。ところが、そのお金の出どころが、プロ化した野球やサッカーはある程度出ますが、そうでないところは補助金に頼らないといけないのです。国は一定の援助はするけれども、日本の補助金のあり方というのは100%補助は絶対に無いのです。私立大学でも補助金貰うためには、呼び水の部分を作らなきゃいけないのです。だから、こういうことが一つの構造的な問題として起きてしまう。

**望月：**構造的な問題があるというのは、同じ意見ですね。例えば1988年のソウ

ルオリンピックの時には、水泳の選手でさえソウルへの旅費を一部自己負担していました。かつては基本的には補助もほとんどなくて、みんな自己負担でやっているのは当たり前の世界でした。私は日本スポーツ少年団の常任委員をやっていますけども、常任委員会に行つて半日くらい会議に出るときの手当はいくらだと思いますか。会議から2週間後くらいに320円振り込んでくるのです。最初の送金があったとき、私の秘書が、「先生、この送金は何ですか。」と言うので、私も「分からないから聞いてみて」と言ったら、「交通費片道160円の2倍で320円振り込みました」という話でした。そういう感覚です。この感覚の競技団体に、少し強化費を出してあげましょうかという時の出し方は、基本的にマンツーマンです。例えば、全柔連なんかで、対戦相手の特徴を掴むために情報戦略部というビデオ班がいます。様々な大会に行つて、ビデオで録画して、それを編集して、分析をするという作業を行っている。チームで20人くらいいます。その中の1人だけに強化スタッフとしてお金を出しましょうとなる。残りの19人はボランティアのまま。貰う方も落ち着き悪いでしょ。そうするとせめて競技団体が負担した分くらい戻してみんなでシェアしましょうとかね。強化留保金も同じです。かつての原始共産制みたいな発想で、コーチが10人いる中で2人くらい助成金貰っているのはまずい。じゃあ、その2人分をコーチ10人で頭割りで分配しましょうというのが昔のやり方。ところが、最近は強化費がかなり出るようになったから、昔の制度のままの留保金が分配しきれずに余ってしまい、2,000万円、3,000万円になったというのがあの全柔連のお金の話なのです。本来ならばマンツーマンディフェンスじゃなくて、ゾーンディフェンスで、チーム全体として強化をしていかなきゃいけない。ところが制度上は、マンツーマンディフェンスのため、その中の1人だけにお金を出すと言うから、このように座りが悪い構造上の問題があるのです。浦川先生が言ったように、本当に、セーリングやボート等、マイナーな競技はお金が全然無いのです。セーリングなんかは、ヨーロッパで合宿をすると1人の負担額が年額1,000万円くらい出さないとやれない。馬術なんかもそうですよね。これも馬がありますから、よっぽど財産がある人でないと馬術なんて競技はできないですよ。そういったところをもう少し見ていかないといけない。とりあえず今回、競技団体のガバナンスが全然効いていなかったのも間違いないのですが、現場なりの合理性をもってやろうとすると、ルール違反が起こってしまうという構造上の問題

はあると思います。

**司会：**浦川先生，他に補足はありますか。

**浦川：**もう一つの側面は，財政の論理という問題です。なぜ，100%の補助をしないかというのと，それをすれば国営事業になるという問題が出てきてしまうからです。スポーツ団体の自立性，独立性を維持するという基本理念もある。このあたりの論理をどう組み立てたら良いかというのは，やはり国民全体で考えないといけない政策的な問題でもあります。

## 2 法律家にできること

**司会：**構造的な問題となると，かなり大きな話になってくると思うのですが，法律家として，この問題の解決策が具体的に何かございましたらお願いします。

**浦川：**法律家としては，最終的な解決までは提案できないと言わざるを得ない。むしろ，法律家としてできることは，第三者委員会という形で調査をし，問題点を分析し，そしてその改善すべき点を明らかにするという作業です。法律に照らし合わせて何が問題なのか，これは違法なのか，これはグレーゾーンなのか，あるいはこれは許容されているのかということをして仕分けしつつ，問題の所在を明らかにし，改善するためにはどうすれば良いかという方向性を提言する。それを如何に実行できるかを考え，そして具体的に実行するのは第三者委員会を設置した団体や国の任務です。事実を調査し，国の法律で問題なのか，規約的に問題なのか，条理上問題なのかという分析は，やはり法律家が得意です。ですから第三者委員会には，多く法律家が参加しています。望月先生は，例えば相撲協会の第三者委員会にも参加されていますが，弁護士の一つの職域になってきていますね。

**司会：**望月先生，今の点で何かありますか。

**望月：**相撲協会に関係したのは，大麻問題がきっかけで，その後，野球賭博や八百長問題の第三者委員会に加わっております。きっかけは，慶應義塾大学スポーツ医学研究センター所長，スキー連盟のアンチ・ドーピング委員会医科学委員長の大西祥平先生が，相撲協会で薬物問題の責任者だったことでした。我那覇和樹選手の時<sup>7)</sup>に大西先生には大変お世話になっていました。テレビを見て

---

<sup>7)</sup> 後述Vドーピングの問題参照。

おりましたら大西先生が画面に登場して、露鵬と白露山の大麻問題<sup>8)</sup>の時に記者会見をやっていたのですが、慣れてなくてバタバタしている。それで「大西先生はドクターなんだから、広報は相撲協会にさせなきゃダメですよ」と私が電話したところ、「相撲協会のできる人がいない。望月さん手伝ってくれ」と言われて、相撲協会に引っ張られたという経過です。つまり、不祥事が発生した時の広報、マスコミ対応なんかも、競技団体はできなくて、そういう部分でも対応に慣れている弁護士への需用はあるかと思います。調査の点で言えば先生のおっしゃった通り、全柔連のお金の問題ではヒアリング対象者は100人近くいました。分担をしてヒアリングして事実を確認していくという作業は、我々法律家のほうが得意な分野ですから、需要は今後もあるでしょう。

**司会**：ありがとうございます。では次の問題に移らせていただきます。

## IV 選手選考の問題

### 1 問題の概要

**司会**：3つ目は選手選考問題についてです。この件に関しましては、道垣内先生の方から事前にボート競技<sup>9)</sup>と馬術<sup>10)</sup>に関する仲裁の資料を頂いているのですが、この件についてお願いできますでしょうか。

**道垣内**：冒頭に申しましたように、スポーツ仲裁は、選手選考だけを扱う仕組みになっているわけではないのですが、事実上、選手選考をめぐる争いが一番多いですね。今まで、今年も含めて言うと、約30件程の仲裁判断を出しているのですが、その背後には300件近い相談案件があります。仲裁合意がなければ仲裁はできませんから、その300件のうちで、仲裁合意があるもので、かつ、当事者が申立てをし、最後まで戦ったものが30件というわけです。

一番問題なのは、選手側が自分を選ばなかったことについて競技団体に対して仲裁申立てをしたときに、競技団体側が「仲裁なんて嫌です」ということで、終わってしまうケースが相当程度あるという点です。10件弱ありまして、今年

<sup>8)</sup> 2008年9月に、日本相撲協会による抜き打ち尿検査で大麻の陽性反応が出たとして、理事会の決定により両力士が解雇された事件。

<sup>9)</sup> 日本スポーツ仲裁機構仲裁判断集 JSAA-AP-2011-003。

<sup>10)</sup> 同 JSAA-AP-2004-001。

になっても3件くらいありました。この期に及んでまだ拒否するかと思うのですが、仲裁合意を強制することはできませんので、仕方がないのが現状です。スポーツ界の自主的な仕組みとしてスポーツ仲裁を作りあげたわけですから、自主的に紛争解決の透明化を受け入れない団体に対しては当面どうしようもありません。

私どもがお願いしているのは、自動応諾というものです。競技団体の決定に対して申立てがあれば、いつでも仲裁に応じますということを一方的に予め宣言してもらっておき、できれば規則にその旨規定してもらって、申立てがあれば自動的に仲裁手続が始まるということになるよう競技団体をお願いしています。今トップレベルの競技団体で半分ちょっと、約50数%が自動応諾をしてくれる仕組みになっていますが、そういう意識の高い団体はそうでない団体に比べてそもそもガバナンスがしっかりしている可能性が高いわけです。本当に問題があるような団体は、もちろん自動応諾はしていませんので、一方的にアスリートが仲裁申立てをしても拒否されてしまうわけです。これが最大の問題です。

知らない方のために申しますと、仲裁が始まると選手側が仲裁人を1人選び、競技団体側も他の1人選びます。その人達は自分の団体の顧問の弁護士さんとかはダメで、中立的な人を選ばなければなりません。そのようにして選ばれた2人が相談して3人目を選び、その3人で仲裁廷、すなわち仲裁パネルを構成し、意見が分かれば多数決で判断まで至るという仕組みです。判断を急ぐ必要があるときは、仲裁人を1人だけにし、機構が選任することもあります。そうやって選ばれた仲裁人には法律家として仕事をして頂きます。とはいえ、私ども仲裁機構はどんなに時間がかかっても、1件原則5万円しか報酬を払っていないので、仕事といっても、お金を稼ぐという仕事ではありません。法律家として活躍の場ではありますが、心苦しい思いでお願いしているのです。

スポーツ界から見れば、法律家に何が分かるのだというふうに思っている人がいっぱいいます。「自分達はこの選手がオリンピックで金メダルを取れると思って選んだので、落ちた人が文句を言うのがおかしい」と思っているわけです。そうすると、法律家である仲裁人がどれどれと双方から話を聞いて、「どうやって選んだのですか、ルールはどうだったんですか、事前にルールは公表していたんですか」みたいなことをいろいろ質問され、最終的に決定取消しみたいな

ことになると、もうカットするということになります。見ていてもわかります。確かに法律家が運動選手としての能力を評価できるはずはないので、仲裁人がそんなことを判断しているわけはありません。そうではなくて、ルールをちゃんと作っているか、公表しているか、手続きもしっかりしているか、そういうことをチェックしているだけで、そこさえしっかりしていれば、競技団体には一定の裁量が認められますので、めったに取り消されることはありません。行政法を勉強された方はご存じだと思いますが、行政裁量には幅があるので、行政訴訟で取消しを勝ち取るのはなかなか難しいのですが、それと同じようにスポーツ団体にも裁量があり、その中で一定の基準に反していなければ、A ではなくて B を選んだことは、それ自体に問題はないということになります。裁量の幅を逸脱した判断だと認定されれば取り消す必要があるということになります。最近申立てが増えており、取消しの事例も増えてきています。取消しが増えたから申立が増えたのかもしれませんが。背景としては、スポーツ仲裁機構の名前がスポーツ界で知られるようになったというもあると思います。相談も増えていきます。しかしそれでも氷山の一角だと思いますけどね。

具体的な事例をお話しすれば、いくら時間があっても足りないので 1 件だけお話しすると、今日持ってきた事件は 2 つです。2 つとも浦川先生、望月先生にお願いしたものです。あえて 1 つだけ選ぶとすると、2004 年の馬術のケースはなかなか興味深いものです。いろんな問題が含まれているケースです。馬術はこの事件の 8 年前のオリンピックのときにも揉め、理事が退任したりしたスキャンダルがありました。そこで、その 4 年後にはきちんとした選考がされました。そして、4 年後の 2004 年にまたトラブルとなったということで、マスコミの関心も高いものでした。オリンピック直前なので取り消されたら競技団体は大変なことになるところでしたが、結果的には決定取消しという判断にはなりませんでした。どういう問題だったかという、馬術と言うのは人馬選考、人と馬とを一緒に選ぶのですが、選考対象となる大会がほとんどヨーロッパで行われるので、ヨーロッパに選ぶ側の人を派遣し、いくつかの大会を見て、ビデオを撮ったり採点表を書いたりして、持ち帰って日本で会議をして選考する方法でした。その際の評価基準が一つの問題でした。障害物を跳ぶ際にコースを間違えた選手がいたのです。コースを間違えてその試合は失格になったんですが、その人は選考過程における評価はマイナス点が非常に少ないのです。マイ

ナスはマイナスなんですけど少ない。他方、もう一人の別の選手、選考から落ちた方の選手は、障害物を跳ぶ時に馬の踏切足の場所がずれていたということでした。でも跳んだんですよ、ちゃんと。馬術の競技のルールによれば踏切足がどこであろうと跳びさえすればよいのですが、選手選考の評価においてはすごく大きなマイナス点を付けられていました。それは不合理だというのが申立人の主張でした。これに対して、馬術連盟の反論では、「コースを間違えたのは単なる勉強不足なので、ちゃんと準備すればクリアできる。そのため、オリンピックに出るか出さないかということでは大きなマイナスはつかない。ところが踏み切り足がバラバラな馬は、いつか嫌がったりして跳べないことが起きると考えられる。大切な大会でそれが出るかもしれないので、大きなマイナスになります」というものでした。結局、いろいろと競技団体の決定についての問題は指摘されたのですが、この選手を選んだことは合理性に欠けるとまでは言えないというのがこの仲裁判断です。なお、その他、様々な主張がありました。ヨーロッパに選考側の人が1人で行っているわけですから、夜、選手の誰かと食事をしたり、誰かとカジノに行ったりしたのではないかという主張があり、それについてこの仲裁判断の最後の部分で、そういうことがあったとすれば問題であるので改善すべきであるという付言を書き添えていて、私はそのこと自体はスポーツ界に対するメッセージとして貴重なものだと思っていました。ところが後で馬術連盟からクレームがきまして、「こんなこと書かれるのであれば、その事実を争えばよかった。争点と無関係であるので、一々の指摘に対して争わなかっただけであり、事実は異なる」ということでした。要するに、そういったことがあったかなかったかということは関係ないと馬術連盟は思ったので、事実の否認はしなかったのに、本筋でないところでそれが事実である可能性があるかのように書かれたのは非常に困りますというクレームです。付言のあり方については、その後、気をつけなければならない問題として認識をして運営をしています。

既に30件くらいこのような事例が蓄積し、スポーツ法学会がきちんと判例評釈までして下さっておりまして、選考問題についての判断基準は明らかになってきているのではないかと思います。もちろん改善すべき点はあるでしょうし、少なくとも報酬はもう少しお支払いできると良いと思います。少ないお礼しかできないのが当たり前だと私たちが思うようになっているところが貧しいスポ

一ツ界の現状を示しています。法科大学院のスポーツ・エンターテインメント法の講義は、学生の皆さんはたくさん関心を持っていらっしゃるけれども、スポーツ法の分野で活躍できるだけの市場が育っていません。楽しい仕事かもしれないけど、それを支えるだけのお金のめぐりが悪いのは大問題です。

## 2 仲裁

**望月**：スポーツ仲裁機構の仲裁は非常に意味があります。資料をいただいたボートの事件ですが、実はこれまでボート協会は、ヘッドコーチが代表選手を決めていました。ところが、ロンドンオリンピックの9か月前に、ヘッドコーチが解任されてしまった。そのため、これまでの選手を見てきたヘッドコーチが、今まで見てきた実績の中で、この人とこの人、というような代表選考ができなくなりました。そのため何か客観的な基準を作ろうということになったのですが、上手く運用できなかったという事案です。

水球の代表選考の日本スポーツ仲裁事件<sup>11)</sup>が2013年春にあり、私は水泳連盟の代理人でした。2000年の千葉すず選手の事件<sup>12)</sup>が、代表選考に関する仲裁では画期的だったのです。あの時、私は水泳連盟の仕事をやっていましたが、古橋会長は、千葉すず選手を良く思っていないで、ピンポイントで千葉すず選手を外したと思っていました。ところが、日本水泳連盟は一応基準を持っていた。日本水泳連盟は、この事件の後はかなり透明性を高めようと思って改善に取り組みました。例えば水球では、個々のパフォーマンスを点数化するのはチーム競技だからなかなか難しいけれども、例えば基礎体力を、キック力やジャンプ力を点数化してみようかとか試みましたが、でもやはり体力だけでなく、総合的な評価をしなければいけない。試行錯誤を繰り返していました。今回の水球代表選考の事件のときも、そもそも選手からこういうクレームがくるということ自体が問題だと指摘しました。仲裁判断では日本水泳連盟の判断は正しいとされたのですが、せっかくだからこれを機会に選考基準を作り直そうということになり、仲裁後、水球委員会と大橋弁護士と私とでいろいろ協議をして、選考基準を改善するという形で競技団体に良い影響を与えることができたと思っています。

<sup>11)</sup> 日本スポーツ仲裁機構仲裁判断集 JSAA-AP-2013-003。

<sup>12)</sup> 2000年に日本選手権で優勝したにもかかわらず、シドニーオリンピックの競泳日本代表選考に落選したことを不服として、スポーツ仲裁裁判所に提訴した事件。

ます。千葉すず選手の時から仲裁が競技団体の将来の改善を図っていくための梃子になっています。この意味で仲裁に期待をしていますし、これから先も弁護士は動く領域としても重要なところだろうと思っています。

仲裁人をやっても仲裁人に対する報酬はほとんど出ないので、これを仕事と考えると、弁護士としては経済的に明らかに成り立たない。うっかりすると最低賃金の水準を下回る可能性もある。

**道垣内：**5万円です。50時間かかったと言われると、1時間1,000円ですから。仲裁人報酬は、一件につき、一人当たり5万円から10万円なんです。にもかかわらず、申立人からは5万円しかもらわないんです。それで、運営費や会議費もかかっているのです。赤字なんです。一度計算したところ1件あたり50万円かかっていました。

**望月：**仲裁申立が1件あるともう赤字を作ってしまう。

あと、さっきの自動応諾条項の話ですが、そもそも仲裁に応じない競技団体が少なくないという点と、JFA（日本サッカー協会）のようにCAS（スポーツ仲裁裁判所）の仲裁にしか応じないという競技団体の問題があります。実際に、我那覇選手の仲裁もJSAAで行うことを拒絶し、CASでやらざるを得なくなりました。仲裁の審理地は原則ローザンヌです。使用言語も原則英語かフランス語です。Jリーグは、審理地を日本にする点は同意しましたが、使用言語を日本語にすることは拒絶した。だから、日本語の文章を全部翻訳しなければならない。我那覇選手代理人としては、費用を節約する目的で、最初はJリーグに全部翻訳させました。そしたらJリーグも上手い。誤訳といえるか、あるいは、自分に引き付けた一番近いが誤訳とまでは言えない、かなりギリギリのところといえる微妙な翻訳を出してきたのです。我那覇選手側も、結局全部の資料を翻訳し、誤訳といえるかどうかとかいうつまらない検討を相当長い時間かけてやらざるを得ませんでした。この費用が相当かかった。JSAAでの仲裁だったら、こんな費用は生じる余地がない。高校生でもJFAの規定が適用されますから、高校生が6試合出場停止になったので争いたいと言ったらCASに行く覚悟をしなきゃいけない。CASに行けなんていうのは、事実上不服申立を断念させるような規定です。形式的には紛争解決手続が存在するけれども、紛争解決に高いハードルを課して、実際には不服申立を許さない。そういう問題があります。大きい競技団体で仲裁合意してないのは日本陸上競技連盟です。陸連が仲裁合意がな

なかなかできない事情もわかります。一番困るのはマラソン。代表決定を3大会でやります。大会によって条件が違うため単純にタイムで比べられない。アメリカみたいに1つの大会で選考すればよいのですが、それぞれの大会を異なるテレビ局が放映しているので、どうしても3大会すべてを選考大会にしなければならない。こんな選考では、代表に選ばれなかった選手から申立てがあり、仲裁で争われたら敗れるに違いないというように思っているから、なかなか仲裁合意しない。この点を改善してもらい、仲裁合意してくれると良いのですが。

## V ドーピングの問題

### 1 問題の概要

**司会：**次はドーピングの問題に移らせていただきます。これも、望月先生から資料をいただいているのですが、お願いできますか。

**望月：**ドーピングの問題も、いろいろな問題があります。2005年にアジアのスポーツ法学会の設立大会が韓国でありました。その時に韓国の要請でドーピング問題について、中国も日本も報告してほしいという話があり、私が日本の報告を担当しました。それがきっかけで、その後、我那覇選手の代理人をやることになりました。Jリーグの川崎フロンターレ（当時）の我那覇選手が2007年の春に、風邪なのに無理をして練習をして、脱水症状になった。治療のために点滴をしたら、それが「正当な医療行為ではない」として、6試合の出場停止を受けました。これに対し、Jリーグの全チームのチームドクターがおかしいじゃないかと抗議したのです。2007年11月、北京でアジアスポーツ法学会があり、それに出席して成田に帰ってきてニュースを見たら、ちょうど後藤チームドクターがJSAA（日本スポーツ仲裁機構）に申し立てた仲裁をJリーグが拒絶したという報道をしていました。「あーあ、どうするんだろうな」と思っていたら、その後、我那覇選手がある人の紹介で私のところに来たのです。

1994年の広島アジア大会の水泳の時<sup>13)</sup>に思ったのは、アンチ・ドーピング活動というのは、不正を働いて、ズルをしようという選手を見逃さないという活動

---

<sup>13)</sup> 水泳を含む11人の中国選手から筋肉増強作用のある薬物が検出されたとして、計23個のメダルがはく奪された事件。

と、真面目に戦っている選手を守ろうという活動の二つの両輪です。真面目に戦っている選手、不正をしていない選手が、正しい知識を身につけていないために不用意にドーピング違反にならないようにという啓発活動と、取り締まりを両輪でやっていたというのが、2000年以前の競技団体ごとに行っていたアンチ・ドーピング活動です。ところが2001年にJADA（日本アンチ・ドーピング機構）ができてから後は、JADAが全部検査を受け持つようになりました。そうすると検査自体が目的になって、公正に競っている選手を守ろうという活動が本当にできているのかという声が競技団体の中にいた人から聞こえ出しました。JADAも少ない人数で運営しているので大変だという事情はよくわかっていましたが、啓発活動を十分にしないと不幸な結果になってしまうと心配をしていたという経緯がありました。それで、資料を作ってきました。

<資料1>

**CONTROLE ANTIDOPAGE**  
**ANTI-DOPING EXAMINATION**



2012年  
全日本自転車競技選手権大会  
EPREUVE / RACE ロードレース

4月29日  
DATE / DATE ロードレース

男子エリート  
COUREURS A CONTROLER  
RIDERS TO BE TESTED

→ Vainqueur / Winner  
→ 70

→ numéros de dossard des autres coureurs  
other riders' race numbers

n° 134  
n° 66  
n° \_\_\_\_\_  
n° \_\_\_\_\_  
n° \_\_\_\_\_  
n° \_\_\_\_\_  
n° \_\_\_\_\_  
n° \_\_\_\_\_

14:29  
ドーピング・コン  
トロールオフィサ  
ーの署名をマスキ  
ング

## <資料 2 >

### アンチドーピング検査

- 1 本大会のアンチドーピング検査は、JADA規定ならびにUCIアンチドーピング検査規則に従って実施する。
- 2 検査は、主催者が指定する場所で、JADA車両(本競技会のプログラム10～11頁の地図の「JADA車」の場所に所在する)を使用し実施する。
- 3 検査対象競技者(完走者のみならず途中失格・棄権の競技者(DNF競技者)も対象者となりうる)は、トップ集団が最終周(16周目)に入った時点で、JADA車両検査室ならびおよびフィニッシュライン近くにナンバーまたは順位が記載されたフランス語の用紙で掲示する。DNF競技者であってもこの掲示がなされるまで、大会会場に待機しなければならない。自分が検査対象になっているかどうかは、競技者自身の責任で確認すること。また本大会では、検査対象競技者に対してシャペロンによる通知も併せて実施する。シャペロンは、対象競技者が検査室に到着するまで競技者のそばに留まり競技者の行動を観察する。
- 4 検査対象競技者は、検査終了までシャワーを使用することはできない。
- 5 検査対象に選ばれた競技者は、可及的速やかに、レース終了後30分以内にシャペロンが待機するJADA車両に出頭しなければならない。DNF競技者もこの例外ではない。表彰式に参加する場合はその後30分以内にJADA車両に出頭しなければならない。記者会見に出ることを求められた競技者は、競技者の出席が記者会見で必要なくなってから30分以内にJADA車両に出頭しなければならない。この時間内にJADA車両に出頭できなかった場合には、日本ドーピング防止規程10.3.1項に基づき、2年間の資格停止とする処分を受ける。競技者(DNF競技者を含む)が検査対象競技者でないことを確認しないまま会場から帰路に着くことは、この処分を受けるリスクがあることに注意が必要である。
- 6 検査対象競技者は、写真付のライセンスあるいは身分証明書を持って出頭しなければならない。
- 7 検査対象競技者は、チーム役員1名および/または通訳1名を同伴することができる。
- 8 すべての出場競技者は、スタート前に、主催者より配布された摂取医薬品リストを提出すること。

資料 1 は、何か分かりますか。この全日本自転車競技選手権大会ロードレース、2012年4月29日に行った男子エリートの部というのは分かるでしょうけども、何のペーパーか分かりますか。これが実は、ドーピング検査の対象者として掲示されたもののコピーです。右側の所にドーピングのコントロールオフィサーの名前がありますが、個人名は消してあります。どう見るかということ、Winner, 優勝者のゼッケン番号が70, 優勝者以外に134番の選手と66番の選手が検査対象者だという掲示です。この大会には日本人選手しか参加していません。フランス語と英語が併記されているペーパーを使う必要はありません。こうした所に配慮がなされていないというのが特徴です。資料2が当日配られたもので、下線部はこういうものが加わっていないと選手が理解できないと思って私が書き加えたものです。ここで、いきなり「JADA車」という記載があるで

しよ。JADA 車って言われて、分かる人は少ないのではないのでしょうか。浦川先生はご存知ですか。

浦川：知りません。

望月：健康診断に使うような大型バスみたいなもので、屋外競技の時にドーピング検査場が無い所でも検体採取ができる、健康診断のレントゲン車あるいは採血をする大型バスみたいなイメージのものです。JADA 車が何か、JADA 車がどこに停められているかを説明しないまま、JADA 車の所に来いとしか言わない。それがどんなものかは、トップ選手は知っているのですが、一般の選手で、初めてドーピング検査を受けるような選手は分からないのです。さらにいきなり「シャペロン」という言葉が出てくるでしょう。これは元々フランス語で、接待をする人とか、エスコートする人みたいな意味です。シャペロンといきなり言われても、ドーピングコントロールに精通している人じゃないと分からない。こういうところで丁寧さが足りないと思っています。この自転車競技で何が起こったかを紹介します。昨年4月28日から29日にかけて、岩手県の八幡平という所でレースがありました。自転車のロードレースというのは、距離の点でも時間の点でも非常に長くて、250km以上走るのです。一周のコースが16km弱の所を16周して、トップがゴールするのは7時間後、マラソンの3倍くらい時間がかかります。ちなみに7時間も走っていると、途中でトイレに行きたいと思ったらどうすると思います。この事件の本質とは関係ない話なんだけど、立ち止まってトイレに行くとなるとタイムロスになるので止まりません。トップ集団はかたまって走っているのですが、そのかたまりから脇にちょっとズレて、走りながら用を済ませるのです。こういう過酷なレースなのです。

このレースには、全体で145名が出走して、40名が完走して、105名が途中失格になっています。自転車ロードレースは競技時間が長いから、初期の段階、例えば2周くらいの所でトップ集団から1分以上遅れると、失格になってしまいます。1周目で他の自転車が接触事故を起こして転倒して、それに巻き込まれてタイムロスをして、2周目を終わった段階でもう1分以上遅れていたため失格とされた選手がこの66番の選手です。66番の選手は8時にスタートして、9時前にはもう失格です。同じチームメイトが走っている間は応援していたのですが、13時くらいに市民レーサーが集まったチームなのでチームメイト全員が失格してしまう。66番の選手は、やることがないから、失格しているのでドーピ

ング検査とは関係ないと思って、大会会場から帰ってしまった。66 番の選手は、レースでは 30km 程度しか走ってないから、八幡平から一ノ関駅まで 120km の距離を、せっかくだから自転車で走って帰ったのです。携帯電話は、リュックの中。このドーピング検査対象者の掲示があって、66 番の選手が、ドーピング検査対象者になったので、皆で大騒ぎして、電話で連絡しようとしたけど、連絡がつかないから、チームメイトが車で一ノ関駅に向かって走って、途中で 66 番の選手を見つけた時には 17 時を過ぎていて、もう検査員が帰っていたという事案です。66 番の選手は、ドーピング検査拒否となり、2 年間の資格停止になりそうになったので私のところに相談に来たのです。ドーピングの仲裁に関しては、JADA が全部を判断するのではなく、JADA が検察官役をやって、ドーピング防止規律パネルという裁判所的なものを JADA の中に別に作って、そこで判断します。規律パネルでは、66 番の選手に対するドーピング検査をするとの通告が無く、検査拒否にならないという判断でした。ところが、JADA が納得できないということで JSAA に対して審理を求めたのです。JSAA は第二審です。日本スポーツ仲裁機構の仲裁パネルも、ドーピング検査についての告知が足りていない、選手に渡した説明文も下線部が加わっていないから、検査の告知があったとは言えないということで 66 番の選手を救済してくれました。

不正を働いていない選手を守ろうという活動が十分でない今の状態のままで 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、ドーピング検査が強化されていく。選手を守るという活動を手当てしないと、またこういう犠牲者が出てくるのではないかと心配しております。私のほうからは以上です。

## 2 法律家の役割

**司会：**このドーピングの問題については、仲裁機構の方でもいくつか仲裁の事例を扱われておられますけど、道垣内先生いかがでしょうか。

**道垣内：**そうですね。ドーピング紛争仲裁は非常に特殊で、選手は全員ドーピング検査を受けることを義務付けられているし、規律パネルの判断を受けることも義務付けられている。その義務を受け入れないと競技に出られない仕組みになっているので、仲裁合意が一括でできている。このようにして仲裁手続は自動的に動くようになっていきます。制裁を受けた選手が JADA を相手に訴えることもあるし、今おっしゃったように逆に JADA の中の規律パネルが「シロ」

って言ったので、それがおかしいと主張して JADA の方が訴えて来るケースもあります。伝統的には日本はヨーロッパ、アメリカ大陸に比べれば、非常に悪質なドーピングは無いとされています。ヨーロッパというのは伝統的なドーピングの文化というか伝統があります。若い方はご存じないかもしれませんが、東ドイツがある頃は、オリンピックの金メダルの数は1位ソ連、2位東ドイツ、3位アメリカだったんですよ。その後ドイツが東西一緒になった後には全然金メダルとは縁が無い国になってしまいました。東ドイツが如何に国家を挙げてドーピングをしていたかということを示唆していると思われます。お医者さんもグルになってドーピングをするわけです。日本ではそういうことは無いとされてきたのですが、一番最近のドーピング仲裁のケースで「クロ」とされたものは、お医者さんも絡んでいたように思われるものでした。ドーピングは健康被害もあり得るし、アンフェアだし、若い人、子どもたちにも悪影響を及ぼしますので、今後日本でも大きな問題となるかもしれません。

最初の話に戻りますが、ドーピング紛争は不祥事対応の一つです。暴力と同じようにドーピングも不祥事です。でも、ここだけにもものすごく国の予算がついています。アンチ・ドーピング活動をすることは国際公約みたいになっており、たくさん検査しないと日本はドーピングに甘いと言われるので、たくさんお金をかけているのです。尿を入れる容器自体も高いし、出張して突然選手を訪ねて尿を採取するわけです。ですから、トップアスリートは居場所情報をちゃんと登録しておく必要があります。

私は、その時に、一緒に不祥事も見たら良いじゃないかと前から言っています。しかし、ドーピングはお医者さんの世界で、お医者さんはドーピングにはすごく関心があるのですが、暴力とかセクハラとかはそういうのはあんまり関心が無いようです。私としては、お金を使ってせっかく合宿所まで出張しているのだったら、暴力やハラスメントの調査摘発も一緒にやればよいではないかと思っています。以上が法律家の私がドーピングについて日頃から思っていることです。

**司会：**浦川先生はこの問題に関してどう思われますか。

**浦川：**僕はね、ドーピングに関しては全くタッチしたことは無いし、薬の世界だから分からないことが多い。ドーピング検査はやむを得ないことで、やらざるを得ないが、一体どこまでいくのかという疑問があります。と同時に現在の

ドーピング検査のあり方を見ていると、選手側の人権について考えさせられますね。まったくプライバシーがない状態に置かれるスポーツ選手になりたくないとも思いますね。

**道垣内：**同意していますからね。ドーピング検査の人が来たら、尿を取るまでずっと付きまとして、しかも本人の尿であることを確認するためにすべて視認することになっています。

**浦川：**自分の排尿をする現場を人に見せなければならない。それからトップアスリートになると、どこにいるかということを通告しておいて、抜き打ち検査に耐えなければならない。だからプライバシーが無いわけで、薬物使用がますますチェックできないような形で行われることが問題なのですが、どこまでいくのかという疑問はありますね。

**望月：**ゴルフで石川遼選手が強化指定選手を受けていません。その理由は公式には説明されていませんが、報道では石川選手が辞退したと報じられています。何で辞退したかという、強化指定選手を受けると、ADAMS（日本アンチ・ドーピング機構の選手の居所情報登録システム）に登録しなければならない。ADAMSに登録をすると、競技会外検査（抜き打ち検査）の対象となる。毎日の宿泊場所と検査を受けることができる最低60分の時間帯にどこにいるかを登録しなければならない。ADAMSに登録してある日時・場所で、競技会外検査を受けないと、ドーピング違反として制裁を受ける。わずかな強化費をもらうために、ADAMSへの登録なんて大変な負担を負えるかというのが率直なところでしょう。

今は検査をやって発見するというよりは、もっと違う形で、早い段階で押さえたいという話があります。イタリアは刑法でドーピングを禁止しているので捜索差押えができます。トリノオリンピックでは、怪しいと思われていたオーストリアのバイアスロンの選手が、選手村以外の場所に滞在していたところ、警察がここに捜索差押えに入って、ベッドの下にいた選手を引きずり出して、血液のついた点滴セットがあったのを発見し、ドーピングとして制裁を科しました。それからWADA（世界アンチ・ドーピング機構）は、そうした積極的な規制をやれるような方向に頑張っていて、日本も何とかならないかと宿題を出されており、日本スポーツ仲裁機構の研究会でも研究しています。

**道垣内：**そうです。スポーツ仲裁機構は文科省からの受託事業として、東京オリンピック誘致にプラスに働く要素になるということで、日本でもドーピング

の刑罰化ができるか、刑法の先生にも入って頂いて研究会をしました。しかしまあ、刑法学の常識からみればちょっと無理です、ということになりました。第一に、薬物指定されていればともかく、麻薬とは違うので、ドーピング物質の特定が難しい。仮に刑罰を科すということになれば偽計業務妨害罪が考えられるわけですが、偽計業務妨害罪で有罪に持っていくには業務が相当程度特定されてなければいけません。競技会中のドーピングであれば、その競技運営業務を妨害しているということになるのですが、トップアスリートだと通常の期間でも検査されるわけですけど、そのような場合、どの業務を妨害しているのか明確ではありません。また、刑法の先生の中には偽計業務妨害罪の適用拡大には消極説も多いようです。

**望月：**禁止リストにも問題があります。刑法は、厳格な構成要件を定めています。ところが、WADAの禁止リストは「その他関連物質」という形で似たような化学式の物質は全部そこで規制できるという話だから、刑法に馴染まないのです。

**道垣内：**今のところ難しいんじゃないかと思います。まあオリンピックの招致は決まったので、無理な事はしないということで、もう刑罰化の動きは止まるのではないのでしょうか。

**望月：**今のところは麻薬取締法を一部変更して規制するかという議論もあります。

**道垣内：**ただ、そこまでは悪くないですからね。ステロイドとかだって普通に薬で使っていますから。

**浦川：**普通の人にとっては痛み止めで使用している薬が、みんなダメになりますからね。

**道垣内：**そうなんです。毛生え薬とかもダメなんです。ホルモンが入っているのです。

**望月：**ロンドンオリンピックの時にもやっぱりそういう刑罰的強化というのをだいぶ議論したそうなのですが、結局できなかった。

**道垣内：**そうですね。

**望月：**結局、やったのは税関と警察とそれからアンチ・ドーピング機構と情報交換をして、例えば国内に持ってくる時に税関検査で、手厳しくやろうとかね。シドニーオリンピックの時は、禁止物質を持ち込ませないという税関での活動

により成果を上げました。そんなことも考えているようです。

**道垣内：**でもそういうことをしなきゃいけないくらい、組織的にドーピングが蔓延している国もあるわけです。日本はそこまでは悪い状況にはなっていないだろうと信じていますが、将来的にはわかりません。

**望月：**最近では JADA の決定を見ていると、制裁を科されている禁止物質が、ドーピングを意図して使用されていると思われる物質であることが増加しています。かつて日本では、誤って使ったという禁止物質が多かったのですが、変わってきているようです。

**道垣内：**そうそう、この間のドーピング紛争仲裁<sup>14)</sup>で問題となったのは「エリスロポエチン」というその分野では有名な物質でしたね。

**浦川：**そうですね。だんだん灰色から「クロ」のケースも増えてきたのですね。結局スポーツにお金が出るようになってきたからでしょうか。

**道垣内：**そうですね。シンポジウムに来てもらったアスリートのお一人は、もし、レースの直前にこれを飲めば金メダルですよ、ただし、命にかかわるかもしれない、半分の確率で死ぬかもしれない、と言われても、その薬を飲むとおっしゃっていました。ずっと何年も掛けて金メダルを目指してやって来て、これを飲めば絶対ですと言われると飲みますって。

**浦川：**そうかもしれませんね。

**道垣内：**だから、彼に言わせれば罰則しかドーピングを思い止まらせるものはないとのこと。金メダルを奪われますよ、3年間の資格停止処分を受けますよと言われてれば、薬に手を出すのはやめるかもしれないけれど、そういう厳罰がなければ、飲んじゃう。健康に悪いなんていうのは全然歯止めにはなりませんということ。す。

**浦川：**名誉心ですね。

**道垣内：**そうですね。名誉というか、自分との戦いですね。

**浦川：**スポーツ選手は記録を伸ばすことに必死になって、見境がつかないようになるのでしょうか。

**道垣内：**法律家がルールをきちんと適用していくことが必要であり、そういう役割を果たしていくというのは意味があると思います。ドーピングのルールは、

---

<sup>14)</sup> 日本スポーツ仲裁機構仲裁判断集 JSAA-DP-2013-001。

法律家じゃない人が書いたような文章です。本当はもっと法律家がその世界に入って協力してあげるとよいと思います。医学的にはしっかりしているんですけど、法律の文章としてはグスグズの文章であるように思います。

**望月:**JADAのホームページに検査の手順の動画があります。2ちゃんねるでは、採尿手続の部分の動画について「アダルトビデオじゃないか」と言われています。選手には相当精神的負担が大きいものです。結構シリアスなんですよ。一度ご自身でご覧になったらよいと思います。

**浦川:**皆さんも一度確認すると良いと思いますが、興味深いですね。

**望月:**採尿手続では、選手のプライバシーが相当制限を受けています。アテネオリンピックで、男子円盤投げ金メダリスト、ローベルト・ファゼカシュ（ハンガリー）の競技後の尿検体採取において、立ち会った2人の医師は、ファゼカシュが尿サンプルを他人のものにすり替えた疑いを持ちました。ファゼカシュは、25mlのサンプルを提出したのですが、規定の75mlまで足すことを求められました。ファゼカシュはその後2時間以上検査所にいましたが、最終的に検査の続行を拒否したため、正当な理由のない検体不提出として金メダルを剥奪されています。

ファゼカシュと同じコーチに指導されている男子ハンマー投げ金メダリストのアヌシュ（ハンガリー）については、「検査時には、不正を疑う報告書は上がってこなかった」が、IOCは、アヌシュからオリンピック期間中に採取した二つの尿検体について、「ステロイドプロファイル」の比較分析を行い、その結果、「異なる人間の尿」であることを強く疑わせるデータを得ました。IOCはアヌシュに対し、再検査を求めましたが、アヌシュがこれを拒絶したためドーピング違反として金メダルを剥奪しています。

細い管でつながった小さなバルーン（風船状の容器）に注射器で他人の尿を入れ、これを体の直腸内に挿入して、自らの尿のようにみせかける方法は、20年以上使われてきた古い手法です。検査時のプライバシーの確保に配慮しつつ、このような検体採取時の不正を許さないための対策が求められています。

オーストラリアのボクシングの選手は、こんな屈辱的な検査は受けたくないと言って、オリンピックの候補になったのに参加を辞退しています。特に若い女性にはよく説明しておかないと、最初の尿検体採取でショックを受けて、泣き出してしまわないかと心配しています。

道垣内：まあ、特殊な世界ですよ。

## VI おわりに—これからの法律家にむけて

司会：以上で、予定していた4つの問題についての議論が終わりました。最後に、3人の先生方に一言ずついただきたいと思うのですが、浦川先生からお願いできますか。

浦川：スポーツ法は大きな分野になってきて、若い弁護士の方々の参加も増え、スポーツ法学会も活気づいてきています。スポーツではいろいろな分野で法律家の関与が要求されてきていますので、是非法科大学院の皆さんにも多く関心を持ってもらい、実務法曹としてこの領域に参加してきていただきたいと思います。

司会：ありがとうございます。では道垣内先生、お願いします。

道垣内：私もそうですね。関心は持っていたいているのかもしれませんが、スポーツという言葉と法という言葉くらい合わないものはありません。しかしもうだいぶ馴染んできたかなとも思います。当初は「スポーツ法」という言葉もあまり定着していなかったように思いますが、それはかなり変わってきているはずです。今後は、スポーツ法をもっと押し進めていくと良いと思います。いかにスポーツ法が社会に役立つかをアピールすべきです。インフラを作るには大変なお金がかかります。神宮に新国立競技場を作るために何千億円もかかるっていうじゃないですか。それに比べれば、スポーツ法とか、ガバナンスの仕組みという「見えないインフラ」作りは、ものすごく安いですよ。ですから、そこにお金が付くような世の中にしていくと良いと思います。法律家は金メダルの数を増やすことはできないかもしれないけど、スポーツ不祥事を減らすことによってマイナスの金メダルを生み出すことをなくす働きはできるはずですよ。当分あんまりお金の巡りはよくないかもしれませんが、若い人にはどんどん、参入してきてもらいたいと思います。以上。

司会：ありがとうございます。望月先生。

望月：今日は柔道被害者の会の小林さんたちが来られていますので、事故の予防の点を最後にお話しします。私は、1994年にスポーツ法学会の基調報告でス

スポーツ事故を取り上げたときに、競技団体に事故の予防で何をしているのかアンケート調査を行いました。全柔連にも聞いているのですが、全柔連は、当時は、事故例も集約してないし、何もやっていないという回答でした。事故予防に取り組んでいない競技団体は、多数派でした。法律家が、競技団体の中で判例や事故事例を分析して、事故の予防の提言をするという作業は重要だと考えています。私自身は、水泳の事故予防に関しては、水泳連盟とはかなり深く関わって、事故の予防について取り組んできました。例えばプールの事故について言うと、アメリカだとプールで飛び込みを教えるときにどのくらい水深が必要か YMCA（キリスト教青年会）とそれからアメリカ赤十字のガイドラインがあります。両方のガイドラインは共に 9ft の水深がないといけない。2.7m。ちゃんとスタートをマスターした後だと、5ft でもよいと。オーストラリアも同じような基準を作っています。現在はスタート台前方 6m の水深は 1.35m 以上ないとスタート台を設置できないという国際水連 (FINA) の基準があります。日本は FINA の基準さえも守ってないプールがほとんど。それで、文科省は何をするのかというと、そんな危ないプールでは体育の授業で飛び込みの指導をするのはやめよう、という対応をしました。体育の授業ではやめようでもよいけれども、水泳部はあるわけです。この間、文科省と意見交換したときにもいくつか提言はしたのですが、事故判例などをベースにした科学的な視点を紹介して行くところにも法律家の役割があると思います。過去の判例から分析をしていって予防に繋げていくのは大事な活動です。柔道でいうと、かつては頭を打たなければよいとずっと言われていたのですが、実は回転加速度という形で、これが硬膜下血腫の原因になる。それから軸索損傷の原因にもなって、高次脳機能障害を起こしている。高次脳機能障害の原因は、硬膜下血腫ではない場合が相当あると考えています。裁判所はまだ軽度外傷性脳損傷に否定的な判断が多いのですが、裁判の上でも変えていかないと、いつまで経っても頭を打たなければ大丈夫だという安全神話を裁判所がずっと追認していく形で、事故を防げないようなことも起こってきています。法律家がスポーツに関わる分野はいろいろあると思います。ただ、経済的にはスポーツの事件をやればやるほどボランティアが増えてくるので、私の収入は減ってきています。私なんかは、もう子どもも社会人で、かみさんと 2 人だから、まあいいやと思ってやっているけど、若い法律家をボランティアに使うのは気の毒なので、どうしようかと思って悩んで

います。こんな気持ちでやっています。

**浦川**：若い人たちはひょっとするとダルビッシュのような有力選手のエージェントに簡単になれると思っているのかもしれない。

**望月**：スポーツの事件をやって採算があったのはプロ野球の村田修一選手の代理人くらいですよ。

**浦川**：そうですか。

**望月**：彼の年俸は3億円くらいでしたから。

**司会**：ありがとうございました。以上で本日の座談会は終了致します。今日は貴重なお話ありがとうございました。最後に3人の先生方に盛大な拍手をお願いします。